

2023年03月08日現在

大分市議会第1回定例会・一般質問(案)

日本共産党の福間健治です。質問通告に基づき3項目について質問します。

1、平和と安全

岸田内閣は、昨年12月、国民への説明もなく、国会にも諮らず「安保3文書」の改定を閣議決定し、「反撃能力」の名での敵基地攻撃能力の保有と、5年間で43兆円もの大軍拡・大增税を進めることを宣言しました。これは、国の在り方を根底から覆すものです。平和・命・暮らしを壊す、大軍拡・大增税に反対する世論と運動が全国で急速に広がっています。

(1) 大型弾薬庫新增設について

大分市鴛野の陸上自衛隊大分分屯地に大型弾薬庫を新設する政府方針が2月中旬に明らかになりました。防衛力強化に向け、反撃能力(敵基地攻撃能力)をもつ、長射程ミサイルの保管が見込まれています。令和5年度予算案では、45億円が計上されており、施設整備工事(火薬庫2棟および構内道路の整備)が今年から3年間かけて実施するとしています。これは大軍拡のための基地強靱化計画のひとつです。

大分分屯地は、住宅密集地に隣接し、近くには保育所・幼稚園・小学校・大学、などもあります。周辺住民からは「なぜこんな場所にするのか」「長射程ミサイルが配備されれば、有事の際の標的になるのではないか」などの不安の声があがっています。

そこで質問します。大分分屯地への長射程ミサイルの配備のための、大型弾薬庫の新增設計画の中止・撤回をもとめていくべきです。見解を求めます。

(2) 日出生台での日米共同演習(アイアン・フィスト23)についてです。

2月16日から28日まで、大分県内の日出生台演習場などを使った日米共同演習が強行されました。昨年4月につづき、同じ年度に2回目の米軍演習がおこなわれるのは異例です。今回の訓練では、米海兵隊オスプレイ8機(山口・岩国基地より飛来)、陸自オスプレイ3機(熊本・高遊原基地より飛来)、F35戦闘機や水陸両用戦闘車など、相手国の領土に侵入し先制攻撃をするための兵器とともに、自衛隊600名、米海兵隊500名という大規模な演習となっており、大分県だけでなく九州全域をつかった本格的な軍事演習です。

今回の訓練は、岸田政権がすすめる敵基地攻撃能力（先制攻撃）の保有と、自衛隊・米軍の“融合”にむけた実践訓練であり、県民・市民の平和と暮らしにも重大な影響を及ぼします。

そこで質問します。日出生台での日米共同演習の拡大・強化にきっぱり反対の声を上げていくべきです。見解を求めます。

（３）改定「安保３文書」の閣議決定についてです。

岸田内閣は昨年１２月、国会での議論を経ずに「安保３文書」の改定を閣議決定しました。第１の問題は、「暮らしの破壊」です。財務省主計局が示した新年度の大軍拡予算案に明確な見通しは立っていません。今後、財源調達のために、歳出改革や決算剰余金の活用、新たな増税などが掲げられており、国民生活の負担増と社会保障費削減で暮らしを破壊し、日本経済をますます悪化させることは明らかです。

第２の問題は、「憲法の破壊」です。「相手国に脅威を与えるような攻撃的な兵器は保有できない」という、戦後一貫してきた「専守防衛」の憲法解釈を大転換するもので、「海外での武力行使」を禁じた憲法９条に違反する許しがたい暴挙です。

第３の問題は、「平和の破壊」です。敵基地攻撃能力は日本への武力攻撃がない段階でも、相手領土への先制攻撃を可能にするものであり、日本への甚大な報復攻撃を呼び込むものです。

緊張が続く国際情勢のもと、憲法９条を持つ日本がいま行うべきことは「戦争の準備」ではなく、対話と外交によって「戦争をさける努力」であり、これこそが政治の責任です。

この国のあり方を根本からくつがえし、平和・暮らしを壊す大軍拡・増税を、開かれた論議もなしに閣議決定ですすめることは民主主義、立憲主義に反しています。断じて許されるものではありません。

そこで質問します。改定「安保３文書」の閣議決定撤回を要求し、平和・命・暮らしを破壊する大軍拡・増税に路線に反対の声をあげていくべきです。見解を求めます。

２、新型コロナウイルス感染症について

（１）第８波を踏まえ、今後生かすべき教訓について

新型コロナウイルス感染症の第８波による「医療崩壊」が深刻でした。大分市でも、今年１月６日、陽性者数は１，８０５人と過去最多を記録し、死者数は過去最悪、「救急搬送困難事案」も過去最悪、医療機関・高齢者施設でのクラスターが多発し多くの犠牲者が出ています。第７波で起こったことが、より深刻な形で繰り返されています。日夜、感染収束のためにご尽力していただき

ている。保健所・医療機関・各種施設職員のみなさんに敬意を表します。引き続き感染収束のために、最大限の努力が求められています。

そこで質問します。新型コロナウイルス感染症の第8波を踏まえ、収束に向け、今後に生かすべきか教訓についての認識をお尋ねします。

(2) 2類から5類への移行について

政府は、新型コロナウイルス感染症を、季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げる方針を表明しました。しかし、医療体制の強化ぬきにこの方針を実行すれば、医療現場の大混乱は避けられません。医療費を自己負担にすることは、ただでさえ高くなっている医療へのハードルをさらに引き上げ、受診控えなどで、犠牲を拡大することになります。犠牲者が最悪という深刻な事態のもと、医療への公的責任を放棄する方針を推進することは、断じて認められません。

2類から5類への移行という前に、危機に対して余裕のある強靱（きょうじん）な医療体制をつくるのが、何より大切なことです。 どのような医療体制をつくるのか、その全体像を示すことを求めていくべきです。

そこで質問します。2類から5類への移行についての認識について見解を求めます。

3、生活者支援について

(1) コロナ特例貸付について

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業・失業により、収入減少世帯に貸し付けられていた緊急小口資金・総合支援資金の生活福祉資金コロナ特例貸付の決定件数は、大分市では、12,925件です。貸付も終了し、返済がはじまっています。

非課税世帯などは、償還免除がされている方もいますが、償還義務のある方は今後返済が続きます。大分市での貸付決定件数の内、償還義務件数は、令和5年1月末で7,349世帯(約57%)にも及びます。生活の立て直しも不十分ななか、その貸付金の返済は、生活を圧迫しています。この改善は急務です。

そこで質問します。①償還免除の基準を緩和し、対象を拡大することを求めていくべきと考えます。見解を求めます。

②償還期限は緊急小口資金が2年、総合支援資金が10年となっています。毎月の返済の金額を少なくし、延長して償還できるような配慮も必要と考えますが、見解を求めます。

③コロナ特例貸付を受け、償還免除された世帯、償還義務世帯への、継続的な相談支援体制が必要と考えますが、見解を求めます。

④特例貸付利用世帯の生活保護制度につなぐ支援はどのようになっていますか。
見解を求めます。

(2) 生活保護について

生活保護制度は、命と暮らしを守る最後の砦です。

2013年に安倍晋三政権が決定した生活保護基準の引き下げを違法とし、取り消しを命じる判決が2月10日、宮崎地裁で出されました。

当時の厚生労働相の判断は、裁量権の範囲を逸脱・乱用したものであり、生活保護法に違反すると断じました。安倍政権の生活保護基準引き下げは13～15年にかけて段階的に実施されました。生活保護費のうち、食費や光熱費などにあてる生活扶助の基準を3年間で平均6・5%、最大10%引き下げました。削減された総額は過去最大の約670億円にのぼり、利用世帯の96%に深刻な影響を与えました。

基準引き下げは生存権を保障した憲法25条に反するとして、29都道府県で約1,000人が原告となって違法性を問う裁判をたたかっています。

原告側が勝訴したのは、大阪、熊本、東京、横浜に続いて今回で5件目です。

そこで質問します。政府は司法判断を真摯（しんし）に受け止め、基準引き下げを根本から反省し、直ちに基準を元に戻す決断をするよう強く要求すべきです。

②物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを

生活保護基準は、小中学生の就学援助、保育料減免など国民の暮らしの土台を支える約40の制度の基準にも連動しています。必要なのは急激な物価上昇に見合った保護基準の大幅な引き上げです。ところが23年度予算案には、多くの生活保護利用世帯が実質削減になる基準改定が盛り込まれました。切実な願いに背を向けるあまりに冷たい政治ではないでしょうか。

そこで質問します。①保護基準を引き下げ前の2013年水準に戻した場合、大分市の現行生活保護基準で、何パーセント・どれくらいの金額の引き上げとなるのでしょうか。見解を求めます。

②2013年の基準に戻すだけでなく、今の物価高騰に見合った保護基準の大幅引き上げが必要と考えますが、見解を求めます。

(3) 納税者の権利擁護

政府は、税理士法を改定して、納税者が行う税務相談を財務大臣が停止できる規定や、税務相談を行う者への質問検査権を国税庁・税務署に与える規定を創設しようとしています。

これは、本来自由であるべき納税者同士の相談活動に国が介入できる規定として拡大解釈される恐れがあり、見過ごすことはできません。

日本には先進国では当然のこととして整備されている「納税者権利憲章」がなく、強制調査と混同させる無予告調査や生存権的財産まで差し押さえ、競売にかける徴収行政が横行しています。

消費税の免税事業者に課税を迫るインボイス制度を実施し「税率変更を伴わない消費税増税」が強行されようとしています。

いま、求められているのは、厳罰で納税者を縛り、インボイスで課税強化を行うのではなく、国の主権者である納税者の権利を擁護・発展させることが求められています。

そこで質問します。納税者が行う税金相談に国が介入できる規定を創設しないことをもとめていくべきです。見解を求めます。

(4) 暮らし市民アンケートについて

日本共産党中部地区委員会は、昨年10月より、市民アンケートを実施しました。中間集計では、コロナ前と比べ暮らしはどの問いには、「変わらない」は29%、「悪くなった・少し悪くなった」は61%、「よくなった」は1%でした。

政治に望むこと・関心のあることでは、経済では1位は物価高騰への事業・生活支援42%、医療・社会保障制度では1位は減らない年金制度44%、農業・食料問題では1位は食糧自給率の向上41%、労働・働き方では1位は賃金アップ39%、子育て支援・教育では1位は子供医療費の無料化拡充26%、地方自治では、国保・介護などの負担軽減46%などとなっています。

市民アンケートへのご協力ありがとうございました。

そこで質問します、暮らしの市民アンケートの中間集計結果について、どのような評価をおもちでしょうか。見解を求めます。